



あおぞらプレミアムパートナーシップ

Silver Class

シルバークラス

ご優待案内

—2019年度—

あおぞらプレミアムパートナーシップは、 お取引の深い限られたお客さまだけにご案内する特別ご優待サービスです。

あおぞら銀行は、「資産運用における頼れるパートナーバンクでありたい」という思いをこめて、一定金額以上の資産をお預けいただいているお客さまに「あおぞらプレミアムパートナーシップ」をご用意いたしました。

「あおぞらプレミアムパートナーシップ」対象のお客さまには、当行の各種金融サービスにおけるご優待をご提供します。

《 目次 》

・ あおぞらプレミアムパートナーシップサービス概要	1
・ 本サービスご利用にあたっての留意事項	2
・ お取引確認の集計期間および円普通預金口座への入金時期について	3
・ 円定期預金ご優待	4
・ 投資信託ご優待	6
・ 金融商品仲介（仕組債・外貨建て債券）ご優待	8
・ 各種ご留意事項	10
・ あおぞら銀行の個人のお客さま向け店舗のご案内	17

《あおぞらプレミアムパートナーシップ サービス概要》

あおぞらプレミアムパートナーシップ(以下、「本サービス」といいます。)は、株式会社あおぞら銀行(以下、「あおぞら銀行」といいます。)が定めた基準を満たす個人のお客さまに本サービスのご優待案内を配布し、ご優待案内記載の特別ご優待サービスをご提供するものです。

I. ご入会資格(シルバークラス)

- 以下の条件を全て満たしたお客さまが対象です。

お取引残高 (*1)	年齢	お取引
1,500万円以上3,000万円未満	20歳以上	あおぞら銀行に円普通預金口座を保有 (*2) (インターネット支店口座を除く)

*1:お取引残高とは当行の円普通預金残高、円定期預金残高、外貨預金残高、投資信託残高、金融商品仲介業務取扱商品残高、保険商品残高を当行所定の方法に則り計算し、合計したものです。円定期預金残高には仕組預金を含みます。投資信託残高にはMMFを含みます。またインターネット支店口座の残高も含みます。各残高判定日に、お取引残高が3,000万円以上となりますと「あおぞらプレミアムパートナーシップ(ゴールドクラス)」となり、より充実したご優待を提供します。

*2:インターネット支店にのみ円普通預金口座をお持ちのお客さまは、本サービスの対象外です。インターネット支店以外の本支店にて円普通預金口座を開設のうえ、ご利用ください。インターネット支店以外の本支店につきましては、本冊子(P.17)または当行ホームページにてご確認ください。

- 残高の判定と本サービス利用開始日のスケジュールは以下の通りです。

	お取引残高判定日	本優待利用開始日	本優待利用終了日
第1期	2019年 1月31日	2019年 4月1日	2020年 3月31日
第2期	2019年 7月31日	2019年10月1日	

※ 本優待の利用終了日は利用開始日に関わらず、一律2020年3月31日です。

※ 一度本サービスの対象となったお客さまは、その後のお取引残高判定日に基準の残高を下回った場合でも、本優待利用終了日までは本サービスのご利用が可能です。ただし、残高判定日にお取引残高が3,000万円以上となった場合、「あおぞらプレミアムパートナーシップ(ゴールドクラス)」となり、「あおぞらプレミアムパートナーシップ(シルバークラス)」はご利用いただけなくなります。

II. 優待内容

以下のお取引をしていただくと、特典として、所定の金額を当行のお客さま名義の円普通預金口座へ入金いたします。
(入金時期等についてはP.3をご覧ください。)

商品	取引条件	特典金額	詳細
円定期預金	各集計期間中に、期間1年以上の円定期預金を新たに500万円以上ご購入いただき、かつ各残高判定時に円預金残高が400万円以上増加	1,000円	P.4
投資信託	各集計期間中に、投資信託（MMFを除く）を500万円以上ご購入	3,000円	P.6
金融商品仲介	各集計期間中に、金融商品仲介業務取扱商品（仕組債・外貨建て債券）を500万円以上ご購入	3,000円	P.8

《本サービスご利用にあたっての留意事項》

- ・本サービスは、あおぞら銀行が本サービスのご優待案内をお送りしたお客さまご本人さまのみご利用いただけます。
- ・ご利用にあたっては、お客さまがあおぞら銀行およびあおぞら証券株式会社（以下「あおぞら証券」といいます。）に保有する口座でのお取引を対象とします。ただし、一部の店舗、取引種類、口座等における取引については、優待の対象外となる場合があります。
- ・本サービスは、ご来店、テレフォンバンキングまたはインターネットバンキングでご利用可能です。ただし、一部サービスではテレフォンバンキングやインターネットバンキングでのお取扱いができません。
- ・インターネット支店口座における取引は、対象外となる場合があります。
- ・本サービスは、有効期間終了後も同様の条件により継続予定です。ただし、あおぞら銀行の判断および景品表示法、各種法令規制等の改正により事前に通知することなく内容を変更または終了することがあります。また、2020年1月末時点で、P.1の「ご入会資格」の基準を満たさなくなったお客さまは、2020年4月以降、本サービスをご利用いただけなくなります。
- ・お客さまは、本サービス利用の権利をご家族を含め第三者に貸与や譲渡をすることはできません。また、相続を行うこともできません。
- ・本サービスの有効期間中であっても、お客さまがあおぞら銀行の円普通預金口座を全て解約した場合には、本サービスを利用できなくなります。
- ・当行のお客さま名義の円普通預金口座の解約や相続等によって、特典金額を入金できない場合には、結果として特典を受けられない

ことがあります。また、当行にお客さま名義の円普通預金口座が複数ある場合には、あおぞら銀行が所定の方法に則り、入金させていただきます。

- ・各サービスの詳細については、ご優待案内、説明書類等、あおぞら銀行の定めるところによるものとします。
- ・あおぞら銀行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、本サービス対象商品についてあおぞら銀行から勧誘できない場合や、お取引いただけない場合があります。
- ・本サービスは、お客さまに無償で提供されるものですが、各優待を利用した商品・サービスの購入等に当たっては、取引に応じた規約・条件・契約等に従って、原則として購入代金、その他諸手数料・諸費用等をご負担いただきます。
- ・本サービスは、景品表示法の規定および各種法令規制に基づき実施しています。
- ・本サービスの有効期間はご優待案内送付時の送付状に記載しております。過去に遡って対象になることはございません。

《お取引確認の集計期間(以下「集計期間」といいます。)および円普通預金口座への入金時期について》

- ・特典として、所定の金額を円普通預金口座に入金するご優待については、以下の要領にて集計し、お客さまのお取引内容に応じた金額を入金いたします。

集計期間		円普通預金口座への入金時期
第1期	2019年4月1日～2019年9月30日	2019年11月末
第2期	2019年10月1日～2020年3月31日	2020年5月末

円定期預金ご優待

特典

- 各集計期間毎に、以下の全ての条件に該当するお取引をしていただくことで、1,000円をお客さまの口座へ入金いたします。

《対象条件》

- 各集計期間に、期間1年以上の円定期預金を新たに500万円以上ご入金いただくこと。
 - 円定期預金には、円仕組預金(エクセレントシリーズ)を含みます。
 - インターネット支店口座におけるご利用およびインターネット支店専用商品へのご入金は対象外となります。
 - 集計期間最終日の翌月末までに、お取引の取り消しや商品の中途解約をされた場合には、ご入金に含まれません。
- 各残高判定時に円預金残高が400万円以上増加していること。
 - 円預金残高とは、円普通預金、円定期預金および円仕組預金の合算残高です。
 - 円預金残高には、インターネット支店口座の残高を含みます。
 - 円預金残高については、残高判定日の当行所定の時刻に取得します。

	集計期間	残高判定日	円預金残高判定方法
第1期	2019年4月1日～2019年9月30日	2019年9月30日	2019年3月31日と2019年9月30日の円預金残高の差額
第2期	2019年10月1日～2020年3月31日	2020年3月31日	2019年9月30日と2020年3月31日の円預金残高の差額

特典はP.3記載の「円普通預金口座への入金時期」にお客さま名義の円普通預金口座へ入金いたします。

ご留意事項

- 他のキャンペーンやプラン、および株主ご優待サービスと併用いただけます。
- ご入金は、店舗・テレフォンバンキング・インターネットバンキングがご利用いただけます。ただし、ご入金ができても本サービスの対象外となる商品・口座がありますのでご注意ください。

- ・ 預入日が同一集計期間内であれば、複数のご入金は合算します。ただし預入日が複数集計期間にわたるご入金の場合には、入金金額は合算されません。
- ・ 円定期預金の商品詳細については、店舗および当行ホームページ(商品詳細)にご用意しております商品概要説明書等をご覧ください。また、円仕組預金の商品詳細につきましては、店舗にご用意しております契約締結前交付書面を十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申し込みください。
- ・ テレフォンバンキングで円仕組預金をお預け入れいただく場合は、事前に最新の契約締結前交付書面をご請求いただき、必ずお手元にご用意ください。
- ・ 対象商品は、市場環境等により、お取扱いを中止することがあります。
- ・ ご来店の際、事前にご予約いただくと、スムーズにご案内することができます。
- ・ 対象商品のお取引にあたっては、P.10以降の「各種ご留意事項」をご確認ください。

【円定期預金ご優待で特にご注意いただきたい事項】

- ・ 各集計期間中に期間1年以上の『円定期預金』を500万円以上お預け入れいただいた場合でも、例えば以下の①②のように各残高判定日における『円預金残高』の増加額が400万円未満になる場合には対象となりませんので、十分にご注意ください。
 - ① (定期預金へのお預け入れ前、お預け入れ後に関わらず) 各集計期間中に円普通預金を引き出し、各残高判定日における『円預金残高』の増加額が400万円未満になる場合。
 - ② 各集計期間中にデビットカードの利用により、円普通預金が減少し、各残高判定日における『円預金残高』の増加額が400万円未満になる場合。
- ・ 円預金残高の増加判定は、あおぞら銀行の別店舗(インターネット支店を含む)の円預金残高すべての合算にて行います。
- ・ 自動継続でのお預け入れについては、ご入金には含まれません。
- ・ 円定期預金お預け入れ店舗以外の店舗の円普通預金から引き出した場合も、増加額が400万円未満となり、対象となることがあります。

投資信託ご優待

特典

- 各集計期間毎に、投資信託(MMFを除く)を500万円以上ご購入いただいた場合、3,000円をお客さまの口座へ入金いたします。

※ 注文執行日以降、取引成立までにお取引の取り消しがあった場合には、ご購入に含まれません。

特典はP.3記載の「円普通預金口座への入金時期」にお客さま名義の円普通預金口座へ入金いたします。

ご留意事項

- 他のキャンペーンやプラン、および株主ご優待サービスと併用いただけます。
- ご購入は、店舗・テレフォンバンキング・インターネットバンキングがご利用いただけます。ただし、ご購入ができて本サービスの対象外となる商品がありますのでご注意ください。
- 本サービス有効期間中を注文執行日とする取引が対象です。有効期間中のお申込みであっても、注文執行日が2020年3月31日の翌日以降となる場合には、対象となりません。
- 対象商品の注文執行日が同一集計期間内であれば、複数回のご購入金額(購入時手数料、消費税等を含む)は合算されます。ただし複数集計期間にわたるご購入の場合には、ご購入金額は合算されません。また、申込時点が同一集計期間内でも、注文執行日が同一集計期間内でない場合には、ご購入金額は合算されません。
- つみたてNISAの注文執行日が、同一集計期間内であれば複数回のご購入金額は合算されます。
- MMFのお取引については対象外となります。
- インターネット支店口座における投資信託のご購入も対象となります。

- ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申込みください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面は、店舗(窓口)にご用意しております。インターネットバンキングの投資信託サービスにおいては、当行所定の電子交付の方法にてご提供します。
- テレフォンバンキングで申込まれる場合は、事前に最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をご請求いただき、必ずお手元にご用意ください。
- 対象の投資信託には、商品のお取扱いを行っていない期間やお申し込みいただけない日(ファンド休業日等)があります。また、お申し込みの締切時間もございますのでご注意ください。
- 取引口座が無い場合には、投資信託口座の開設が必要です。
- ご来店の際、事前にご予約いただくと、スムーズにご案内することができます。
- 対象商品のお取引にあたっては、P.10以降の「各種ご留意事項」をご確認ください。

金融商品仲介(仕組債・外貨建て債券)ご優待

特典

- 各集計期間毎に、金融商品仲介業務取扱商品(仕組債・外貨建て債券)を500万円以上ご購入いただいた場合、3,000円をお客さまの口座へ入金いたします。

※ 取引日(*)以降、取引成立までにお取引の取り消しがあった場合には、ご購入に含まれません。

(*債券購入申込書をご提出いただいた日を「取引日」とします。)

※ テレフォンバンキング・インターネットバンキングではお取引いただけません。

特典はP.3記載の「円普通預金口座への入金時期」にお客さま名義の円普通預金口座へ入金いたします。

ご留意事項

- 他のキャンペーンやプラン、および株主ご優待サービスと併用いただけます。
- 店舗のみでご購入いただけます。テレフォンバンキング・インターネットバンキングではご購入いただけません。
- 本サービス有効期間中に販売等される仕組債・外貨建て債券を対象とします。
- 本サービス有効期間中の営業日を取引日(*債券購入申込書をご提出いただいた日を「取引日」とします。)とする仕組債・外貨建て債券のご購入お取引が対象となります。
- 対象商品の取引日が同一集計期間内であれば、複数回のご購入金額は合算されます。ただし複数集計期間にわたるご購入の場合には、ご購入金額は合算されません。
- 金融商品仲介業務取扱商品の外貨建て債券および外貨建仕組債をご購入の場合には、ご購入金額(外貨建)を円換算した上で合計し、購入にかかるご利用条件の充足を確認します。円換算時の為替レートは、取引日以降の各取引の約定日に

おける当行所定の為替レート(あおぞら証券が約定日の翌営業日に発送する取引報告書に記載しております。)を適用いたします。このため、ご購入金額(外貨建)にかかわらず、約定日の為替レート次第では、合計のご購入金額(円建)が優待サービスの対象に満たない場合がございますので、予めご了承ください。

- 商品の取扱いを行っていない期間やお申し込みいただけない日がございます。また、お申し込みの締切時間もございましたのでご注意ください。
- 対象商品は市場環境等により取扱いを中止する場合があります。
- ご購入に際しては、契約締結前交付書面および目論見書をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申し込みください。契約締結前交付書面および目論見書は、店舗(窓口)にご用意しております。
- 取引口座が無い場合には、あおぞら証券に口座開設が必要です。
- 未成年者のお客さまは口座開設ができません。
- ご来店の際、事前にご予約いただくと、スムーズにご案内することができます。
- 対象商品のお取引にあたっては、P.10以降の「各種ご留意事項」をご確認ください。

各種ご留意事項

【資産運用に関するご注意点】

- ・ あおぞら銀行では、お客さまの幅広い資産運用のニーズにお応えできるよう、お客さまの運用方針に合わせてお選びいただけるさまざまな金融商品を取り揃えております。
- ・ 金融商品によっては金利水準、為替相場、株式相場等の金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動や、発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による信用状況の悪化により、お客さまに損失が生じることがあります。
- ・ 金融商品によっては市場の状況等により損失等が生じ、大きく元本割れとなるおそれがあるため、運用期間中にご利用の予定がなく、生活資金とは別の余裕資金での運用をご希望されるお客さまにご提案するものです。
- ・ お客さまの投資のご経験や運用のご方針などによっては、あおぞら銀行から勧誘できない場合や、ご購入いただけない場合があります。元本保証の商品での運用を希望されるお客さまは仕組預金以外の円定期預金での運用をご検討ください。
- ・ 金融商品によっては、所定の手数料等をご負担いただく場合があります。手数料等およびリスク等は金融商品ごとに異なりますので、当該金融商品等の契約締結前交付書面や目論見書、またはお客さま向け資料等をよくお読みいただき、充分にご理解されたうえで、ご自身の判断と責任においてお取引いただくようお願いいたします。

【円定期預金(仕組預金以外)に関するご注意点】

- ・ 名義人ご本人さまによるお預け入れに限ります。
- ・ お預け入れ時の約定利率を満期日の前日まで適用します。
- ・ 利息の20% (国税15%、地方税5%) が源泉徴収されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息は、復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%) が源泉徴収されます。
- ・ 預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- ・ 詳しくは、店舗(窓口)および当行ホームページにご用意しております説明書(商品概要説明書)、ならびに預金規定をご覧ください。

【仕組預金(満期日繰上特約付定期預金)に関するご注意点】

<エクセレントシリーズ>

- ・ご契約前に、必ず当行本支店にご用意しております説明書(契約締結前交付書面)を十分にお読みください。
- ・当行の判断により満期日が繰り上がる場合がある預金(仕組預金)です。
- ・原則、中途解約ができません(当行取扱商品に預け替えをされる場合も含まれます。)ので、商品の内容を十分にご理解いただき、満期日までお預け入れ可能な余裕資金でお申し込みください。
- ・仕組預金(満期日繰上特約付定期預金)規定に定める事由(非常に限定的なものとなっております。)により、当行が例外的に中途解約に応じる場合には、市場金利の変動等によりこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等を損害金としてご負担いただくため、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。
- ・この預金は、預金保険の対象となります。預金保険で保護される範囲は、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等(決済用預金を除く)と合算して、預金者お一人あたり元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息の合計額となります。ただし、この預金の利息等については、預入時のスーパー定期300(期間5年)の店頭表示金利を超える部分は保護されません。
- ・満期日が繰り上がる場合(一般的に預入時と比べて市場金利が低下している場合には、当行が満期日を繰り上げる可能性が高くなります。)、繰上満期日以降の利息はお受取りになれません。また、元利金を繰上満期日以降に再運用される場合には、繰上満期とならなかった場合に適用される金利よりも低い金利での運用となる可能性が高くなります。
- ・満期日が繰り上がらない場合(一般的に預入時と比べて市場金利が上昇している場合には、当行が満期日を繰り上げない可能性が高くなります。)、お客さまは上昇後の市場金利で運用する機会を享受できません。
- ・お申し込みにあたり、手数料はかかりません。

【投資信託に関するご注意点】

- ・元本の保証はありません。株式相場・債券相場等の下落、組入株式・債券等の発行体の倒産や事業活動の変化、財務状況の悪化等による価格の下落、外貨建資産については為替相場の変動などの影響による基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- ・手数料等として、商品毎に設定された、購入時手数料(購入金額に対して最大3.24%(税込))、信託報酬(純資産額に対して最大年率2.268%(税込)(成功報酬を除く。別途運用実績に応じた成功報酬が設けられている場合には、年率2.268%(税込)を超える場合があります。))、信託財産留保額(換金時の基準価額に対して最大0.5%)、換金時手数料(解約金額に対して最大1.08%(税込)、または1万円あたり最大108円(税込))、その他諸手数料・諸費用等をご負担いただきます。また、ご購入・換金時に外貨両替を伴う場合には、為替

- 手数料(片道1米ドルあたり50銭(往復で1円))をご負担いただきます。(2019年3月末日現在の当行の取扱商品についての記載です。)
- ・運用による損益は、すべて、投資信託を保有するお客さま(受益者)に帰属します。
 - ・換金できない期間(クローズド期間)が設けられている場合があります。
 - ・手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、各商品の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面やお客さま向けの資料で必ずご確認ください。
 - ・投資信託は預金(債券)ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でご購入された投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。銀行は募集の取扱い等を行います。
 - ・ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申し込みください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面は、当行本支店にご用意しております。インターネットバンキングの投資信託サービスにおいては、当行所定の電子交付の方法にてご提供します。

【テレフォンバンキングでの投資信託のお取引に関するご注意点】

- ・テレフォンバンキングで投資信託をご購入される場合は、事前にテレフォンバンキング契約をお申し込みいただく必要があります。また、お手元に最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面が必要となりますので、お持ちでないお客さまは、あおぞらホームコール(0120-250-399)まで、お問い合わせください。

【インターネットバンキングでの投資信託のお取引に関するご注意点】

- ・インターネットバンキングで投資信託をお取引いただくには、店舗または郵送手続により、別途「投信総合取引契約」、「投資信託口座の開設」および「インターネットバンキング契約」が必要です。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面の交付は、当行所定の電子交付の方法により行われます。
- ・当行取扱いの投資信託の中には、インターネットバンキングの投資信託サービスではお取引をお申し込みいただけないものがありますのでご注意ください。(対象ファンドについて詳しくは、当行ホームページ(投資信託:基準価額一覧)または、あおぞらホームコールにてご確認ください。)
- ・お客さま情報等に基づく当行の適合性判断により、ご購入いただけないファンドがあります。

- ・償還乗換優遇制度による手数料優遇の適用は受けられません。
- ・日本国内にお住まいの満20歳以上のご本人さまによるお取引に限らせていただきます。
- ・インターネットバンキングの投資信託サービスで表示される「お客さまの情報の確認」画面の(1)職業について、複数のご職業をご登録いただいている場合には、「10. その他」として、以下の職業コードを表記しております。また、お客さまが複数のご職業にご変更いただく場合、「10. その他」欄に以下の職業コードの中から該当する番号を入力してください。

<職業コード>

- 1. 会社員 2. 会社役員 3. 官公庁・団体職員 4. 医師・弁護士等 5. 自営業・サービス業
- 6. 教職員 7. 農林・水産 8. 自由業
- ・投資信託サービスは、当行ホームページの「インターネットバンキングのご利用環境」に掲載したOSとブラウザからご利用ください。

【インターネット専用ファンドに関するご注意点】

- ・インターネット専用ファンドは、インターネットバンキングでのお取扱いに限定した商品です。当行本支店(窓口)およびテレフォンバンキングではお取扱いしておりません。
- ・当行本支店の窓口、電話等ではインターネット専用ファンドの商品説明・ご相談等は承っておりません。
- ・各ファンドの商品説明等につきましては、各運用会社のコールセンターあてお問い合わせください。
- ・投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面は当行ホームページよりダウンロードいただくことでご確認いただけます。当行本支店(窓口)には投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面、および販売用資料等をご用意しておりません。なお、実際のお取引の際には、当行所定の電子交付の方法により、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をご確認ください。

【NISA・つみたてNISAに関するご注意点】

- ・口座を開設しようとする年の1月1日時点で満20歳以上の日本に居住する個人の方および恒久的施設を有する非居住者の方が対象です。
- ・上記対象者がNISA制度(少額投資非課税制度)専用の口座(以下、「NISA口座」といいます。)を開設する場合、すべての金融機関を通じて同一年においてお一人につき一口座のみ開設できます。(ただし、金融機関等を変更した場合を除きます。)
- ・NISA口座には、勘定種類として非課税管理勘定(以下、「NISA」といいます。)と累積投資勘定(以下、「つみたてNISA」といいます。)を設定することができます。

- 一定のお手続きの下、NISA口座を開設する金融機関を変更することが可能です。また、NISA口座を廃止した場合でも再開設が可能です。ただし、金融機関の変更をしようとする年、またはNISA口座を廃止しようとする年の非課税投資枠を既に一部でも利用しているときは、翌年まで変更または再開設ができません。
- 複数の金融機関に口座開設のお申し込みを行った場合には、最も希望していた金融機関では口座開設できないことや口座開設までに相当の時間を要することがあるなど、お手続きが円滑に進まないおそれがあります。
- NISA口座を開設していただくには、当行で投資信託口座を開設していただく必要があります。ただし、当行がお客さま情報に基づく判断を行った結果、投資信託口座および、NISA口座を開設いただけない場合があります。
- 同一年にNISAとつみたてNISAの併用はできません。年次の勘定種類については、所定の手続きにより、NISAとつみたてNISAから原則として年単位で選択(変更)することができます。
- NISAには、開設日が属する勘定設定期間(※1)内の開設日以降の各年における非課税投資枠が設定されます。(※1)勘定設定期間：2018年1月1日から2023年12月31日まで(6年間)
- つみたてNISAには、開設日が属する勘定設定期間(※2)内の開設日以降の各年における非課税投資枠が設定されます。(※2)勘定設定期間：2018年1月1日から2037年12月31日まで(20年間)
- NISAには毎年120万円の非課税投資枠が設定されます。また、つみたてNISAには毎年40万円の非課税投資枠が設定されます。一度利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、利用しなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の税務上の損益は、利益については非課税扱いとなりますが、損失についてはなかったものとして扱われます。このため、NISA口座での換金時もしくは払出し時の時価が当初取得時の時価から下落している場合でも、課税口座の譲渡益や分配金との損益通算ができず、損失の繰越控除の適用を受けることもできません。
- 公募株式投資信託の配当所得には、普通分配金と元本払戻金(特別分配金)があり、このうち元本払戻金(特別分配金)は、元々非課税であるため、NISA口座による非課税のメリットを享受できません。
- あおぞら銀行のNISAは、当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託を対象とします。また、つみたてNISAについては当行が個人のお客さま向けに取り扱う公募株式投資信託の内、専用の商品を対象とします。

【金融商品仲介について】

- 金融商品仲介業務とは、銀行等が金融商品取引業者の委託を受けて、金融商品取引の媒介、有価証券の募集の取扱い等(勧誘等)を行

い、お客さまと金融商品取引業者を当事者とする金融商品取引を成立させる業務です。当行は、あおぞら証券からの委託を受けて、取引の媒介(勧誘等)を行います。(お客さまの取引の相手方は、あおぞら証券となります。)

- 当行で金融商品仲介業務における取扱商品をご購入いただくためには、あおぞら証券に取引口座を開設いただく必要があります。なお、取引口座に口座管理料はかかりません。
- 適切な情報提供や資産運用のご提案などを行うために、投資のご経験や運用の方針などをヒアリングさせていただきます。これらの内容によってはご購入いただけない場合があります。
- お客さまに関する情報は、お客さまが取引口座を開設するあおぞら証券と当行との間で共有させていただきます。
- ご購入に際しては、契約締結前交付書面および目論見書をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申し込みください。契約締結前交付書面および目論見書は、当行本支店にご用意しております。
- 金融商品仲介業務における取扱商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。

<登録金融機関>

商号等：株式会社あおぞら銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

<委託金融商品取引業者>

商号等：あおぞら証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1764号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【仕組債・外貨建て債券に関するご注意点】

- 当行取扱いの仕組債・外貨建て債券(以下、あわせて「仕組債等」といいます。)は、金融商品仲介業務における取扱商品です。
- 当行取扱いの仕組債には、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組みの商品も含まれます。
- 元本の保証はありません。
- 運用による損益は、すべて、仕組債等を保有するお客さまに帰属します。
- 私売出しましたは私募の仕組債等には、当該債券を取得し又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該債券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止されている旨の制限が付されています。
- ご購入時には、購入対価のみをお支払いいただきます。

- ・仕組債等の購入に伴う受渡代金の決済、利払い、償還等が外貨で行われ、当行または他行において円貨から外貨、または外貨から円貨に交換する場合には、当行または他行が決定する手数料がかかります。(当行では交換ができない通貨があります。)
- ・外貨建ての仕組債等の購入に伴う受渡代金の決済、利払い、償還等を円貨で行う場合、お客さまには売買等にあたり、外国為替市場の動向を踏まえておおぞら証券が決定した為替レート(当社所定の為替スプレッドを含みます。)で円貨と外貨を交換していただく必要があります。
- ・購入代金を外貨で支払う外貨建て債券については、利金、償還金、満期日前に売却した際の代金はすべて外貨での決済となり、円貨でのお申し込みや、円貨でお受取りいただくことはできません。
- ・購入代金を円貨で支払う外貨建て債券については、利金、償還金、満期日前に売却した際の代金はすべて円貨での決済となり、外貨でのお申し込みや、外貨でお受取りいただくことはできません。
- ・仕組債等の価格は、市場の金利水準、参照する株価指数、為替レート等の変化、発行体の信用状況の悪化等により変動しますので、償還前に売却する場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- ・発行体の信用状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。
- ・発行体が所在する国等の政治・経済・社会情勢の変化により、元利金の支払いが不履行に陥る可能性があります。
- ・仕組債等は金融商品取引所その他日本国内外の取引所に上場されておらず、流通市場も確立されていないため流動性が低く、買取価格の提示がすぐにできない場合や償還前の売却ができない場合があります。
- ・仕組債には、償還価格や償還金の支払通貨が償還時に参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。償還時の株価指数、為替レート等が所定の水準以下に下落するもしくは所定の水準以上に上昇する等により損失が生じ償還額が投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- ・購入単価が額面金額の100%を超えている場合には、償還時に償還差損が発生します。
- ・仕組債には、クーポン(利率)が、参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。この場合、結果的に市場実勢に比べ、低クーポンでの運用が継続するおそれがあります。
- ・外貨建ての仕組債等の場合、為替レートの影響を受けるため、投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- ・信託社債形式の仕組債においては、信託財産となる証券の発行者、預金の預入金融機関又はデリバティブ契約の相手方の財務・経営状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。

あおぞら銀行の個人のお客さま向け店舗のご案内

店番号	店舗名	所在地	
111	本店	〒102-8660	東京都千代田区麹町6-1-1
112	新宿支店	〒160-0022	東京都新宿区新宿 3-37-11
113	日本橋支店	〒103-0027	東京都中央区日本橋 3-3-11
114	渋谷支店	〒150-0002	東京都渋谷区渋谷 1-7-7
	フィナンシャルオアシス自由が丘(渋谷支店自由が丘出張所)	〒158-0083	東京都世田谷区奥沢 5-28-1
115	上野支店	〒110-0005	東京都台東区上野 2-12-20
116	池袋支店	〒171-0022	東京都豊島区南池袋 2-28-13
131	千葉支店	〒260-0015	千葉県千葉市中央区富士見 2-15-11
121	横浜支店	〒220-0004	神奈川県横浜市西区北幸 1-4-1
711	札幌支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北3条西 4-1-4
511	仙台支店	〒980-0021	宮城県仙台市青葉区中央 3-2-1
911	金沢支店	〒920-0869	石川県金沢市上堤町 2-37
311	名古屋支店	〒450-6404	愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12
221	京都支店	〒600-8009	京都府京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町 79
211	大阪支店	〒542-0076	大阪府大阪市中央区難波 2-2-3
212	梅田支店	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田 1-12-12
611	広島支店	〒730-0011	広島県広島市中区基町 13-13
811	高松支店	〒760-0027	香川県高松市紺屋町 9-6
411	福岡支店	〒810-0001	福岡県福岡市中央区天神 2-8-36

あおぞらプレミアムパートナーシップに
 関するお電話でのお問合せ(あおぞらホームコール)

0120-250-399

受付時間 平日 9:00~21:00、
 土日祝および 12/31 9:00~18:00
 ※1/1~1/3 はご利用いただけません。

株式会社あおぞら銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会



あおぞら銀行